

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和 7 年 12 月 9 日 (火)

議会運営委員会終了後

場所：議 会 運 営 委 員 会 室

1 開 会

2 京都府議会の選挙区・定数のあり方の検討について

3 その他

4 閉 会

選挙区・定数のあり方の検討について

1 議長諮問

府民への理解を促進するための京都府議会の選挙区・定数のあり方について検討されたい。

2 令和7年9月4日 小委員会確認事項

京都府議会の選挙区・定数のあり方については、令和8年9月定例会中の補正予算等議決日までを目途に取りまとめを行う。

※令和8年5月までに「令和7年国勢調査 速報集計 人口速報集計」が公表予定

近年の京都府議会議員の選挙区・定数の検討状況について

1 令和5年4月一般選挙に向けた検討（改正なしで一致）

- (1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会
- (2) 開催回数 8回（令和4年8月19日から10月4日まで）
- (3) 検討結果
 - 議員定数及び選挙区は、現状維持
 - 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していくことで一致

2 平成31年4月一般選挙に向けた検討（改正なしで一致）

- (1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会
- (2) 開催回数 7回（平成30年7月13日から10月3日まで）
- (3) 検討結果
 - 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきであるとの考え方で一致
 - 今回については、議員定数及び選挙区は、現状維持で一致。今後とも「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきとの考え方で一致。

3 平成27年4月一般選挙に向けた検討

- (1) 協議の場 議会運営委員会議会改革検討小委員会
- (2) 開催回数 11回（平成26年3月3日から9月18日まで）
- (3) 検討結果
 - 公職選挙法の改正により選挙区の名称及び区域の表記について変更する必要が生じたため、選挙区の名称は従来どおりとし、選挙区の区域の表示方法については、これまでの市名と郡名のみから、市名と郡名に町村名を追記
 - 総定数・選挙区ごとの定数については、一つの結論にとりまとめることは困難であったため、小委員会においては表明された意見を整理し、議会運営委員会に報告

（その後の経過）

平成26年9月定例会において、以下の2件の議案が提案された。

<案－1> 提出会派：自民

・「宇治市及び久世郡」を「1人」増員、「左京区」を「1人」減員

<案－2> 提出会派：民主

・議員の定数、選挙区の定数は変更せず、選挙区の区域の表記のみ変更



賛成多数で「案－1」が可決・成立

4 平成23年4月一般選挙に向けた検討

(1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会

(2) 開催回数 5回（平成22年7月21日から10月7日まで）

(3) 検討結果

○ 「相楽郡」を「木津川市及び相楽郡」とする。

○ 議員定数と選挙区の定数について

◆ 「木津川市及び相楽郡」は「2人」とする。

◆ 議員定数、選挙区の定数については、これまでの検討の経過を踏まえながら、次の案の表明がなされた。

<案－1>

・ 議員の定数は「62人」を「3人」減員、「1人」増員の「60人」とする

・ 「左京区」、「舞鶴市」、「南丹市及び船井郡」を「1人」減員

・ 「西京区」を「1人」増員

<案－2>

・ 議員の定数は「62人」を「1人」減員、「1人」増員

・ 「南丹市及び船井郡」を「1人」減員

・ 「西京区」を「1人」増員

(その後の経過)

平成22年9月定例会において、上記の2案が議案として提案された。

<案－1> 提出会派：自民、公明、民主、創生

<案－2> 提出会派：共産



賛成多数で「案－1」が可決・成立

選挙区・定数等に係る検討結果

令和 4 年 10 月 5 日
議会運営委員会
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、令和 5 年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、令和 4 年 7 月 26 日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結果は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検と課題

(1) 点検の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について令和 2 年国勢調査人口を基準とし、点検を実施した。

(2) 点検に当たっての主な視点

- ・ 議員の総定数について（現行60人）
- ・ 選挙区の区割りについて（現行25選挙区）
- ・ 選挙区ごとの議員の定数について
- ・ 「一票の較差」について（現状、最大1.90倍）
- ・ 「逆転選挙区」について（現状、3 通り）

2 検討の結果

各会派間で検討した結果について、次のとおり取りまとめる。

(1) 基本的な考え方

① 府議会の役割

府議会は、この間の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対し、随時、臨時会を開催し、府内各地域における府民の意見の把握に努め、関係補正予算等について審議するなど、二代表制の一翼として、その役割を果たしてきた。

選挙区・議員定数は、府議会がこのような役割を十分に担えるように定める必要がある。

② 人口比例と地域間の均衡

選挙区・議員定数は、人口比例を原則としながら、府民の幅広い意見をくみ上げることができるよう、地域間の均衡を考慮する必要がある。

③ 府民の理解

選挙区・議員定数は、府民から十分に理解が得られる内容とする必要がある。

(2) 検討内容

① 議員の総定数について

- 現在の府議会の総定数（60人）は、旧地方自治法で定められていた上限数（68人）と比べて少ない水準に抑えられており、コロナ禍や物価高等が府民の生活を圧迫し、行政需要も高まる中では、幅広い府民のニーズを府政に十分に反映するための総定数として、増員も含めた検討が考えられる。
- しかしながら、府の国勢調査人口が減少し、また、他の都道府県において総定数を維持又は削減していることからすれば、総定数については現行の定数を維持すべきである。

② 「一票の較差」について

- 一票の較差は縮小することが望ましいが、一方で府内における地域間の均衡も考慮する必要がある。
- 令和2年国勢調査人口による較差は、京都府においては最大で1.90倍に留まっており、他の都道府県の状況や、最高裁判所の判例を考慮すると、直ちに是正が必要な顕著な較差があるとはいえない。

③ 「逆転選挙区」について

- 逆転選挙区については、人口比例の原則から解消していくことが望ましい。
- 一方で、総定数を維持したまま逆転選挙区を解消する場合、一部の選挙区において定数の削減が必要となるが、そうした選挙区においては、人口動態や行政需要などについて考慮すべき事情があり、直ちに定数を見直せる状況にはない。

(3) まとめ

- 以上の検討内容から、令和5年度の一般選挙の取扱いについては、議員の総定数、選挙区の区割り及び選挙区ごとの議員の定数のいずれも現状維持とすべきである。
- 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していく。

選挙区・定数等に係る検討結果

平成30年10月4日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、平成31年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、平成30年7月12日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結論は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検等と課題

(1) 点検等の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について点検等を実施し、課題を抽出する。
- ・ 点検等の実施に当たっては、平成27年国勢調査人口を基本とし、直近の推計人口なども参考とする。

(2) 点検等に当たっての主な視点

- ・ 「一票の較差」の状況（現状、最大1.76倍）
- ・ 「逆転選挙区」の状況（現状、2通り）
- ・ 市町村議会での決議（木津川市及び相楽郡の区域に係る定数関係）
- ・ 全国の趨勢（公職選挙法の改正の経過、他の都道府県の状況等）
- ・ 前期までの経過
- ・ 府民視点

2 検討の結果

各派間で検討した結果について、次のとおり、取りまとめるものとする。

(1) 「一票の較差」について

- これまで、府議会としては「一票の較差」の是正に取り組んできたところであるが、平成27年国勢調査人口による較差は、最大で1.76倍にとどまっている。
- 今回については、(2) のイのとおり、選挙区について現状維持とするので、今後とも、「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきである。

(2) 議員定数及び選挙区について

ア 議員定数についての基本的方向性

- 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきである。

イ 平成31年一般選挙の取扱いについて

- 議員定数及び選挙区は、今回については、現状維持とする。

公職選挙法の改正に伴う「京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例」の検討結果

平成26年9月22日
議会改革検討小委員会

(検討の経緯)

▶ 京都府議会は、次のことから、議会改革検討小委員会において平成26年3月3日以来、検討を重ねてきた。

- ① 公職選挙法の改正（平成25年12月11日公布）により、従来「郡市の区域」によろとしていた都道府県議会議員の選挙区の設定について、「市の区域」、「市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることとなるとともに（政令市については2以上の選挙区を設ければ、行政区を合わせた選挙区の設定が可能）、その名称及び区域も条例で定めるものとされ、平成27年3月1日以後の一般選挙から適用されることとなった。

京都府の条例においては、既に選挙区の名称及び選挙区の区域について規定しているところであるが、公職選挙法改正の趣旨を踏まえ、選挙区の名称及び区域の表記について検討する必要が生じた。

- ② 条例には、議員の定数、選挙区及び各選挙区の定数を定めていることから、全文の内容を確定させるため、これらについても本委員会で検討することとなった。

1 選挙区の名称及び区域の表記について

(1) 検討の結果

選挙区の名称の表記は現行どおりとするが、選挙区の区域の表記は、今回の改正の趣旨を反映し、市名・郡名というこれまでの表記から、市名・郡名＋町村名という表記に変更することとする

2 議員の定数、選挙区及び各選挙区の議員の定数について

(1) 検討の視点

① 全体議論として

○京都府の社会・経済・行政・財政等の状況

- 人口比例の原則
- 前期までの改正の経過
- 国会並びに各地方議会の定数に関する趨勢
- 議会の権能

②選挙区議論として

- 一票の較差
- 逆転選挙区

(2) 検討の結果

議員の定数、選挙区及び各選挙区の議員の定数については、各会派の検討を踏まえた上で、委員の意見が表明された。意見の一致を見たところもあったが、小委員会として全ての項目について一つの結論にとりまとめることは困難となった。そのため、小委員会において表明された意見を以下のとおり整理し、本小委員会における検討結果のまとめとする(□内は主な意見の要旨)。

■議員の定数について

定数の総数については、「減員すべき」「少なくとも増員すべきでない」「現状維持」「平成 27 年国勢調査を確認すべき」という意見が出され、一致を見なかった。

- ・二代表制における議会の権能発揮という視点からは減員すべきでない
- ・予算規模は大きくなってきており、チェック機能は強めていく必要がある
- ・定数を減員したからといって、議会の権能が発揮できなくなるわけではない
- ・他県議会の定数議論の趨勢からは、総定数を減員すべきである

■各選挙区の議員の定数について

これまで一票の較差是正のために定数の見直しを行ってきたという経緯及び議長から議会費のあり方について検討の言及があったことを踏まえるという点については共通認識であり、人口比例の原則を踏まえることについては意見の一致を見たところであるが、それ以外の要素で意見が分かれた。

【政令市とそれ以外の市町村】

- 政令市の定数は大幅に減らすべき
 - ・政令市における府の権能は、他市町村に比べ小さい。京都市域の定数 10 減を提案する
 - ・少なくとも京都市とそれ以外の市町村の定数は同数であってもよいのではないか

- ・人口の少ない地域の住民意見の反映ができる仕組みを検討すべき

○政令市であるという理由で減らすべきでない

- ・政令市は定数の基礎となる選挙区の単位ではないし、府議会議員は選挙区だけではなく京都府全体を考えて仕事をしている
- ・府税の再配分の観点など、府が包括的に果たすべき役割を重視すべき
- ・人口比例を原則とするとしながら、政令市だからという別の基準を設けることは、政令市とそれ以外の市町村で一票の重みに差をつけるものであり、まちがい

【一票の較差】

- ・これまで 2 倍未満になることを目指して改正してきた結果、現在 1.79 倍となっている。2 倍以上の較差は許容されない
- ・許容される較差については、たとえ 2 倍以上であっても、違法と判断されないレベルで、他の要素も総合的に勘案して決めるべきものである

【逆転選挙区】

- ・逆転選挙区は望ましくないものである以上、是正すべき
- ・推計人口で見ると人口にも変動があり、平成 27 年国勢調査結果を待つべき
- ・直近の推計人口や逆転の程度を踏まえた上で、総合的に考えると、現状の逆転選挙区を許容すべき余地がある

3 条例の改正の時期

- 平成 26 年 9 月定例会中の改正をめざす

選挙区・定数に係る検討結果

平成22年10月7日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会は、次のことから、平成22年7月20日、議会運営委員会に選挙区・定数等小委員会を設置し、公開の場で検討を重ねた
 - ① 現行の「相楽郡」選挙区に係る特例条例の期限を迎えるため、当該選挙区の区域や選挙区の定数を定める必要があること
 - ② 当該選挙区の定数を定めるに当たっては、それ以外の選挙区の状況を点検する必要があること
- ・ その結果は、以下に記載のとおり

1 選挙区の区域について

(1) 現行「相楽郡」選挙区の区域

- ・ 現行の「相楽郡」を「木津川市及び相楽郡」とする

(2) その他の選挙区の区域

- ・ 現行の「選挙区の区域」を引き続き、同じ「選挙区の区域」とする

2 各選挙区の議員の定数について

(1) 各選挙区の点検・検討の実施

- ・ 現行の定数について点検・検討を実施する
- ・ 点検・検討に当たっては、平成17年国勢調査の人口を基本に、直近の推計人口なども参考とする

(2) 点検・検討の基本方向と踏まえるべき視点

① 検討の基本方向

- ・ 人口を基本とする
- ・ 今日的視点に立つ
- ・ 合理性を確保する
- ・ 府域の均衡性を確保する

② 検討に当たって踏まえるべき視点

- ・ 京都府の厳しい社会・経済情勢、行財政状況などを踏まえる
- ・ 府内の各地方議会の定数を巡って減員する趨勢を踏まえる
- ・ 「一票の較差」に係る判例等を踏まえた較差の是正に努める
- ・ 二代表制における議会の権能が発揮できる体制確保に配慮する
- ・ 多様な民意が反映できることに配慮する

3 検討の結果について

(1) 議員定数と選挙区の定数

- ◆ 「木津川市及び相楽郡」については、「2人」とする
- ◆ 議員定数、選挙区の定数については、これまでの検討の経過を踏まえながら、次の案の表明がなされた

<案-1>

- ・ 議員の定数は「60人」として「2人」減員
- ・ 「左京区」、「舞鶴市」、「南丹市及び船井郡」の各選挙区を「1人」減員
- ・ 「西京区」の選挙区を「1人」増員

<案-2>

- ・ 議員の定数は現行の「62人」維持
- ・ 「南丹市及び船井郡」の選挙区を「1人」減員
- ・ 「西京区」の選挙区を「1人」増員

(2) 条例の改正の時期

- ・ 平成22年9月定例会中の改正が必要

選挙区・定数検討資料集①

令和 7 年 12 月

議会改革検討小委員会

目 次

1 京都府の状況

資料 1	京都府の推計人口の推移と選挙区定数	1
資料 2	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 2 年国勢調査）	2
資料 3	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 7 年 10 月推計人口）	3
資料 4	選挙区別人口と議員数（令和 2 年国勢調査）※逆転選挙区資料	4
資料 5	選挙区別人口と議員数（令和 7 年 10 月推計人口）※逆転選挙区資料	5
資料 6	選挙区及び定数の経過（平成 11 年一般選挙以降）	6
資料 7	「1 票の較差」・「『逆転選挙区』の数」の推移	7
資料 8	市町村別配当基数（国勢調査・推計人口）	8
資料 9	市町村・選挙区ごとの人口の推移（国勢調査・推計人口）	9
資料 10	選挙区別将来推計人口	10
資料 11	選挙区別流出流入人口（夜間人口、昼間人口）	11
資料 12	京都府議会議員の選挙区配置と定数（府内地図）	12

2 全国の状況

資料 13	議員定数に関する全国状況等	13
資料 14	各都道府県における選挙区・定数の点検・見直しの状況（令和 5 年統一地方選以降）	14
資料 15	都道府県別 総人口の推移	15
資料 16	一票の較差に関する全国状況	16
資料 17	逆転選挙区に関する全国状況	17

3 その他

資料 18	都道府県議会議員選挙における一票の較差に関する最高裁判所判決の状況	18
資料 19	都道府県議会議員選挙区に関する法令	19
資料 20	京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例	20
資料 21	用語集	22

京都府の推計人口の推移と選挙区定数

資料 1

区分 市 区 町 村 名	令 2 国調人口 (確定) B	令 4 推計人口 (10月)	令 5 推計人口 (10月)	令 6 推計人口 (10月)	令 7 推計人口 (10月) A	定数	1 人 当 たり 人 口	1人当たり人口の較差 (最少選挙区から〇倍)		令 7 推計人口と 令 2 国勢調査 人口との差 (A－B)
								R2	R7 (太字箇所はR2か ら較差拡大)	
北 区	117,165	116,306	115,469	114,543	113,994	3	37,998	1.23	1.28	△ 3,171
上 京 区	83,832	83,561	83,656	83,407	83,369	2	41,685	1.32	1.40	△ 463
左 京 区	166,039	165,031	164,550	163,518	162,416	3	54,139	1.74	1.82	△ 3,623
中 京 区	110,488	109,904	110,221	110,783	111,211	3	37,070	1.16	1.25	723
東 山 区	36,602	35,565	35,512	35,324	34,997	1	34,997	1.15	1.18	△ 1,605
山 科 区	135,101	132,972	131,739	130,835	130,217	3	43,406	1.41	1.46	△ 4,884
下 京 区	82,784	82,627	83,231	83,724	83,998	2	41,999	1.30	1.41	1,214
南 区	101,970	101,628	102,021	102,313	102,654	3	34,218	1.07	1.15	684
右 京 区	202,047	200,317	199,591	198,639	198,264	5	39,653	1.27	1.33	△ 3,783
西 京 区	149,837	146,736	145,079	143,803	142,646	3	47,549	1.57	1.60	△ 7,191
伏 見 区	277,858	274,317	272,417	270,488	269,305	6	44,884	1.45	1.51	△ 8,553
福 知 山 市	77,306	76,402	75,639	74,749	74,112	2	37,056	1.21	1.25	△ 3,194
舞 鶴 市	80,336	77,944	76,512	75,083	73,693	2	36,847	1.26	1.24	△ 6,643
綾 部 市	31,846	31,004	30,568	30,111	29,752	1	29,752	最少 1.00	最少 1.00	△ 2,094
宇治市及び 久世郡	194,880	191,902	190,607	188,965	187,520	5	37,504	1.22	1.26	△ 7,360
宇 治 市	179,630	176,915	175,719	174,287	172,931					△ 6,699
久 御 山 町	15,250	14,987	14,888	14,678	14,589					△ 661
宮津市及び 与謝郡	38,778	37,197	36,337	35,512	34,653	1	34,653	1.22	1.16	△ 4,125
宮 津 市	16,758	16,096	15,663	15,309	14,955					△ 1,803
伊 根 町	1,928	1,844	1,799	1,747	1,709					△ 219
与 謝 野 町	20,092	19,257	18,875	18,456	17,989					△ 2,103
亀 岡 市	86,174	85,352	85,075	84,596	83,957	2	41,979	1.35	1.41	△ 2,217
城 陽 市	74,607	73,494	72,814	72,218	71,514	2	35,757	1.17	1.20	△ 3,093
向 日 市	56,859	56,377	56,049	55,828	55,403	1	55,403	1.79	1.86	△ 1,456
長岡京市及び 乙訓郡	96,561	97,538	98,025	98,118	97,859	2	48,930	1.52	1.64	1,298
長 岡 京 市	80,608	81,296	81,806	81,856	81,638					1,030
大 山 崎 町	15,953	16,242	16,219	16,262	16,221					268
八 幡 市	70,433	69,624	69,222	68,753	68,163	2	34,082	1.11	1.15	△ 2,270
京田辺市及び 綴喜郡	90,070	90,186	90,692	90,753	90,341	2	45,171	1.41	1.52	271
京 田 辺 市	73,753	74,412	75,024	75,235	75,010					1,257
井 手 町	7,406	7,129	7,094	7,082	6,984					△ 422
宇治田原町	8,911	8,645	8,574	8,436	8,347					△ 564
京 丹 後 市	50,860	49,257	48,254	47,336	46,335	1	46,335	1.60	1.56	△ 4,525
南丹市及び 船井郡	44,536	43,333	42,645	41,763	41,061	1	41,061	1.40	1.38	△ 3,475
南 丹 市	31,629	31,058	30,638	30,098	29,667					△ 1,962
京 丹 波 町	12,907	12,275	12,007	11,665	11,394					△ 1,513
木津川市及び 相楽郡	121,118	121,830	121,070	120,100	119,181	2	59,591	最大 1.90	最大 2.00	△ 1,937
木 津 川 市	77,907	79,242	79,015	78,548	78,259					352
笠 置 町	1,144	1,050	1,008	963	920					△ 224
和 束 町	3,478	3,312	3,227	3,102	3,003					△ 475
精 華 町	36,198	35,921	35,578	35,307	34,879					△ 1,319
南 山 城 村	2,391	2,305	2,242	2,180	2,120					△ 271
京 都 市 計	1,463,723	1,448,964	1,443,486	1,437,377	1,433,071	34	42,149	1.35	1.42	△ 30,652
京 都 市 以 外 の 計	1,114,364	1,101,440	1,093,509	1,083,885	1,073,544	26	41,290	1.35	1.39	△ 40,820
京 都 府 計	2,578,087	2,550,404	2,536,995	2,521,262	2,506,615	60	41,777	1.35	1.40	△ 71,472

※推計人口とは：直近の国勢調査の人口及び世帯数を基礎として、各市町村から提供された1か月間の住民票の移動数を加減することにより推計したもの

資料 2

選挙区別議員 1 人当たり人口と較差

〔令和 2 年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和2年国勢 調査確定値	議員 1 人 当たり人口	指数
1	木津川市及び相楽郡	2	121, 118	60, 559	1. 90
2	向日市	1	56, 859	56, 859	1. 79
3	京都市左京区	3	166, 039	55, 346	1. 74
4	京丹後市	1	50, 860	50, 860	1. 60
5	京都市西京区	3	149, 837	49, 946	1. 57
6	長岡京市及び乙訓郡	2	96, 561	48, 281	1. 52
7	京都市伏見区	6	277, 858	46, 310	1. 45
8	京田辺市及び綴喜郡	2	90, 070	45, 035	1. 41
9	京都市山科区	3	135, 101	45, 034	1. 41
10	南丹市及び船井郡	1	44, 536	44, 536	1. 40
11	亀岡市	2	86, 174	43, 087	1. 35
12	京都市上京区	2	83, 832	41, 916	1. 32
13	京都市下京区	2	82, 784	41, 392	1. 30
14	京都市右京区	5	202, 047	40, 409	1. 27
15	舞鶴市	2	80, 336	40, 168	1. 26
16	京都市北区	3	117, 165	39, 055	1. 23
17	宇治市及び久世郡	5	194, 880	38, 976	1. 22
18	宮津市及び与謝郡	1	38, 778	38, 778	1. 22
19	福知山市	2	77, 306	38, 653	1. 21
20	城陽市	2	74, 607	37, 304	1. 17
21	京都市中京区	3	110, 488	36, 829	1. 16
22	京都市東山区	1	36, 602	36, 602	1. 15
23	八幡市	2	70, 433	35, 217	1. 11
24	京都市南区	3	101, 970	33, 990	1. 07
25	綾部市	1	31, 846	31, 846	1. 00
合 計		60	2, 578, 087	42, 968	

選挙区別議員 1 人当たり人口と較差

資料 3

〔令和 7 年10月推計人口〕

	選挙区名	議員数	令和7年10月 推計人口	議員 1 人 当たり人口	指数	R2国勢調査から の指数の増減
1	木津川市及び相楽郡	2	119,181	59,591	2.00	0.10
2	向日市	1	55,403	55,403	1.86	0.08
3	京都市左京区	3	162,416	54,139	1.82	0.08
4	長岡京市及び乙訓郡	2	97,859	48,930	1.64	0.13
5	京都市西京区	3	142,646	47,549	1.60	0.03
6	京丹後市	1	46,335	46,335	1.56	-0.04
7	京田辺市及び綴喜郡	2	90,341	45,171	1.52	0.10
8	京都市伏見区	6	269,305	44,884	1.51	0.05
9	京都市山科区	3	130,217	43,406	1.46	0.04
10	京都市下京区	2	83,998	41,999	1.41	0.11
11	亀岡市	2	83,957	41,979	1.41	0.06
12	京都市上京区	2	83,369	41,685	1.40	0.08
13	南丹市及び船井郡	1	41,061	41,061	1.38	-0.02
14	京都市右京区	5	198,264	39,653	1.33	0.06
15	京都市北区	3	113,994	37,998	1.28	0.05
16	宇治市及び久世郡	5	187,520	37,504	1.26	0.04
17	京都市中京区	3	111,211	37,070	1.25	0.09
18	福知山市	2	74,112	37,056	1.25	0.03
19	舞鶴市	2	73,693	36,847	1.24	-0.02
20	城陽市	2	71,514	35,757	1.20	0.03
21	京都市東山区	1	34,997	34,997	1.18	0.03
22	宮津市及び与謝郡	1	34,653	34,653	1.16	-0.05
23	京都市南区	3	102,654	34,218	1.15	0.08
24	八幡市	2	68,163	34,082	1.15	0.04
25	綾部市	1	29,752	29,752	1.00	0.00
合 計		60	2,506,615	41,777		

資料 4

選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】

7と8、7と9、7と10のそれぞれが逆転選挙区であり、R2とR7とで状況に変化はない。

〔令和2年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和2年国勢 調査確定値	議員1人 当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	277,858	46,310	1.45
2	京都市右京区	5	202,047	40,409	1.27
3	宇治市及び久世郡	5	194,880	38,976	1.22
4	京都市左京区	3	166,039	55,346	1.74
5	京都市西京区	3	149,837	49,946	1.57
6	京都市山科区	3	135,101	45,034	1.41
7	木津川市及び相楽郡	2	121,118	60,559	1.90
8	京都市北区	3	117,165	39,055	1.23
9	京都市中京区	3	110,488	36,829	1.16
10	京都市南区	3	101,970	33,990	1.07
11	長岡京市及び乙訓郡	2	96,561	48,281	1.52
12	京田辺市及び綴喜郡	2	90,070	45,035	1.41
13	亀岡市	2	86,174	43,087	1.35
14	京都市上京区	2	83,832	41,916	1.32
15	京都市下京区	2	82,784	41,392	1.30
16	舞鶴市	2	80,336	40,168	1.26
17	福知山市	2	77,306	38,653	1.21
18	城陽市	2	74,607	37,304	1.17
19	八幡市	2	70,433	35,217	1.11
20	向日市	1	56,859	56,859	1.79
21	京丹後市	1	50,860	50,860	1.60
22	南丹市及び船井郡	1	44,536	44,536	1.40
23	宮津市及び与謝郡	1	38,778	38,778	1.22
24	京都市東山区	1	36,602	36,602	1.15
25	綾部市	1	31,846	31,846	1.00
合 計		60	2,578,087	42,968	

逆転

【逆転選挙区とは】

2つの選挙区を比較した際に、それぞれの「選挙区人口の多寡」と「選挙区議員定数の多寡」が逆転している組み合わせをいう。

(例) A選挙区(選挙区人口: 10万人、選挙議員区定数: 2名)と

B選挙区(選挙区人口: 9万人、選挙議員区定数: 3名)は逆転選挙区

※選挙区人口: A選挙区>B選挙区、選挙区議員定数: A選挙区<B選挙区

選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】

資料 5

〔令和 7 年10月推計人口〕

	選挙区名	議員数	令和7年10月 推計人口	議員 1 人 当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	269,305	44,884	1.51
2	京都市右京区	5	198,264	39,653	1.33
3	宇治市及び久世郡	5	187,520	37,504	1.26
4	京都市左京区	3	162,416	54,139	1.82
5	京都市西京区	3	142,646	47,549	1.60
6	京都市山科区	3	130,217	43,406	1.46
7	木津川市及び相楽郡	2	119,181	59,591	2.00
8	京都市北区	3	113,994	37,998	1.28
9	京都市中京区	3	111,211	37,070	1.25
10	京都市南区	3	102,654	34,218	1.15
11	長岡京市及び乙訓郡	2	97,859	48,930	1.64
12	京田辺市及び綴喜郡	2	90,341	45,171	1.52
13	京都市下京区	2	83,998	41,999	1.41
14	亀岡市	2	83,957	41,979	1.41
15	京都市上京区	2	83,369	41,685	1.40
16	福知山市	2	74,112	37,056	1.25
17	舞鶴市	2	73,693	36,847	1.24
18	城陽市	2	71,514	35,757	1.20
19	八幡市	2	68,163	34,082	1.15
20	向日市	1	55,403	55,403	1.86
21	京丹後市	1	46,335	46,335	1.56
22	南丹市及び船井郡	1	41,061	41,061	1.38
23	京都市東山区	1	34,997	34,997	1.18
24	宮津市及び与謝郡	1	34,653	34,653	1.16
25	綾部市	1	29,752	29,752	1.00
	合 計	60	2,506,615	41,777	

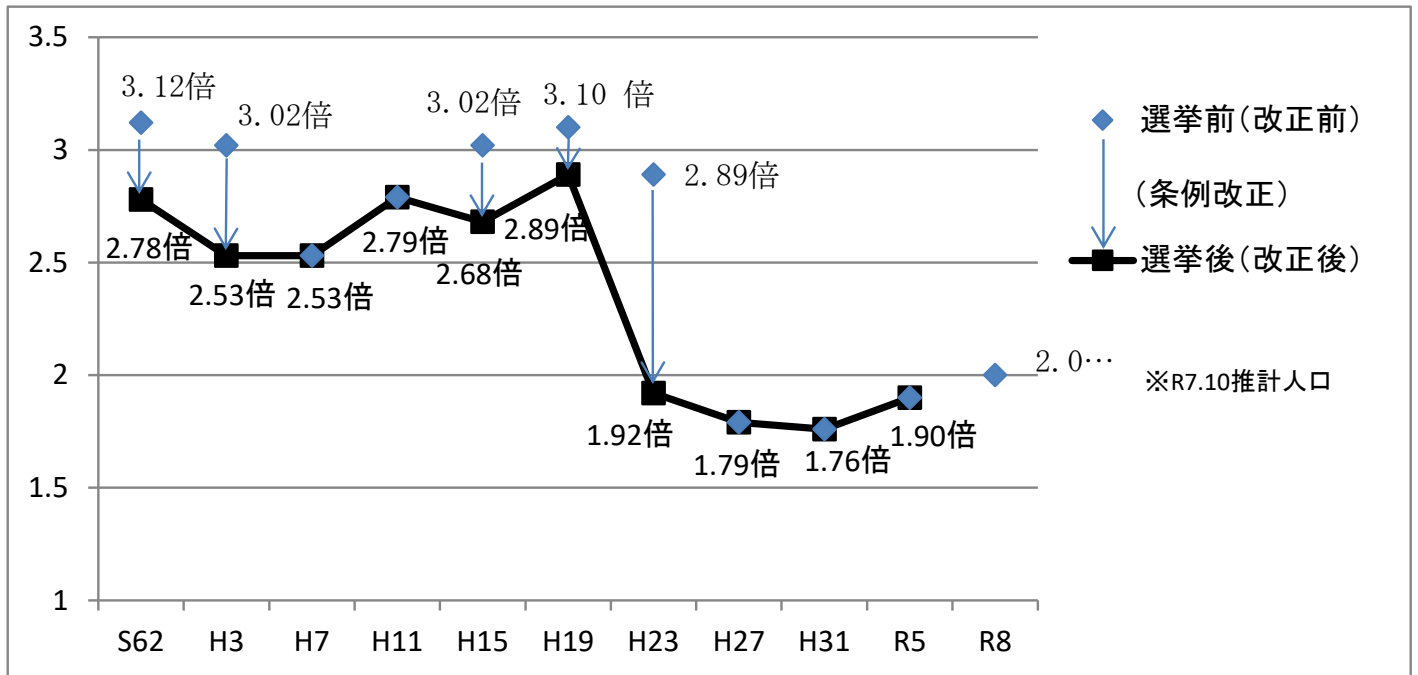
逆転

資料6

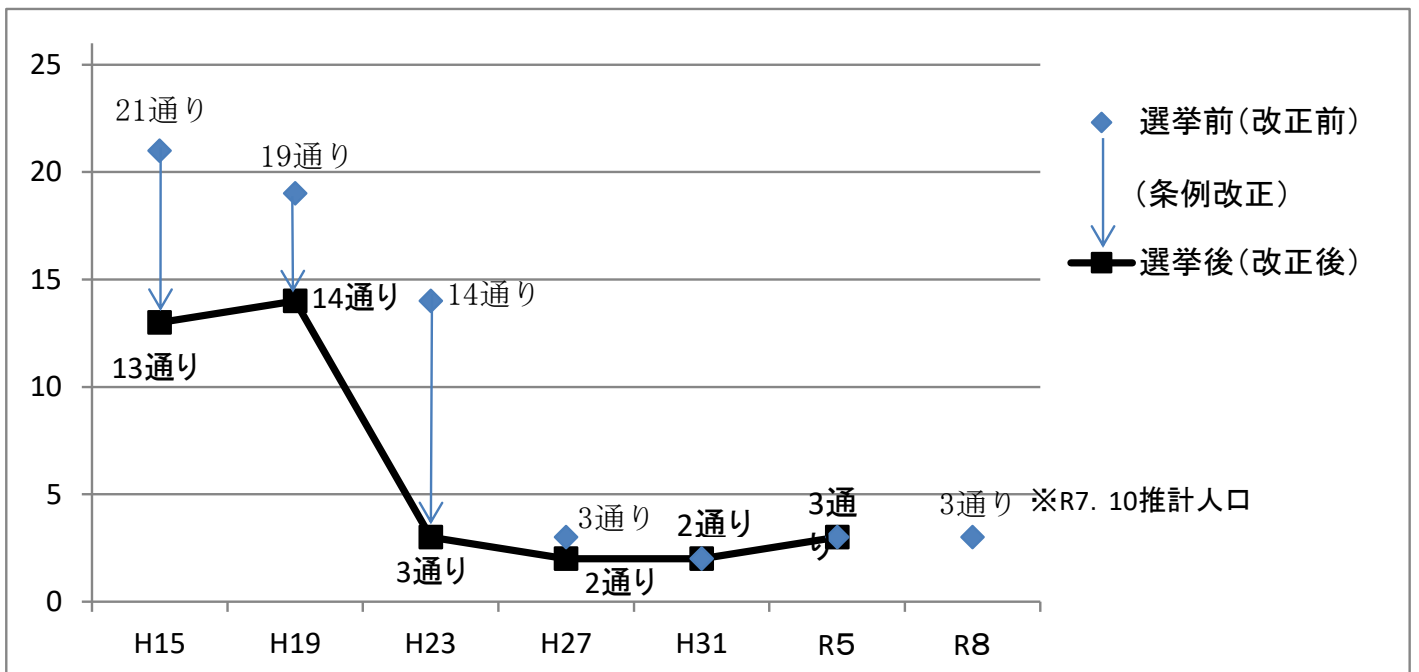
選挙区及び定数の経過

平11年 一般選挙		平15年 一般選挙		平19年 一般選挙		平23年 一般選挙		平27、31、令5年 一般選挙	
選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
北区	4	北区	3	北区	3	北区	3	北区	3
上京区	3	上京区	2	上京区	2	上京区	2	上京区	2
左京区	5	左京区	5	左京区	5	左京区	4	左京区	3
中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3
東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1
山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3
下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2
南区	3	南区	3	南区	3	南区	3	南区	3
右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5
西京区	2	西京区	2	西京区	2	西京区	3	西京区	3
伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6
福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市	2	福知山市	2	福知山市	2
舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	2	舞鶴市	2
綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1
宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	5
城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2
宮津市及び 与謝郡	2	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1
亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2
向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1
長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2
八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2
京田辺市及び 綴喜郡	1	京田辺市及び 綴喜郡	1	京田辺市及び 綴喜郡	2	京田辺市及び 綴喜郡	2	京田辺市及び 綴喜郡	2
中郡及び 熊野郡	1	中郡及び 熊野郡	1	京丹後市	1	京丹後市	1	京丹後市	1
竹野郡	1	竹野郡	1						
北桑田郡及び 船井郡	2	北桑田郡及び 船井郡	2	南丹市及び 船井郡	2	南丹市及び 船井郡	1	南丹市及び 船井郡	1
相楽郡	2	相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2
計	65	計	62	計	62	計	60	計	60
平成9年京都府条 例第2号（一部改 正） （平成8年9月 議会提出（知 事提出、京田 辺市の市制施 行に伴う改正））		平成14年京都府条 例第35号（一部改 正） （平成14年6月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正）） 【3減】		平成18年京都府条 例第36号（一部改 正） （平成18年9月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正）） 【1増1減】		平成22年京都府条 例第32号（一部改 正） （平成22年9月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正）） 【1増3減】		平成26年京都府条 例第48号（一部改 正） （平成26年9月 議会提出（平 22年国調を基 礎として改正）） 【1増1減】 ※ 平31、令5年 選挙時改正なし	

「1票の較差」の推移



「逆転選挙区」の数の推移



資料 8

市区町村別配当基数

区分	令和 2 年国勢調査		令和 7 年10月推計人口		配当基数 増 減 (R7-R2)
	人 口	配当基数	人 口	配当基数	
市区町村名					
1 北 区	117,165	2.727	113,994	2.729	0.002
2 上 京 区	83,832	1.951	83,369	1.996	0.045
3 左 京 区	166,039	3.864	162,416	3.888	0.023
4 中 京 区	110,488	2.571	111,211	2.662	0.091
5 東 山 区	36,602	0.852	34,997	0.838	▲ 0.014
6 山 科 区	135,101	3.144	130,217	3.117	▲ 0.027
7 下 京 区	82,784	1.927	83,998	2.011	0.084
8 南 区	101,970	2.373	102,654	2.457	0.084
9 右 京 区	202,047	4.702	198,264	4.746	0.044
10 西 京 区	149,837	3.487	142,646	3.414	▲ 0.073
11 伏 見 区	277,858	6.467	269,305	6.446	▲ 0.020
12 福 知 山 市	77,306	1.799	74,112	1.774	▲ 0.025
13 舞 鶴 市	80,336	1.870	73,693	1.764	▲ 0.106
14 綾 部 市	31,846	0.741	29,752	0.712	▲ 0.029
15 宇治市及び久世郡	194,880	4.535	187,520	4.489	▲ 0.047
	宇治市	179,630	4.181	172,931	▲ 0.041
	久御山町	15,250	0.355	14,589	▲ 0.006
16 宮津市及び与謝郡	38,778	0.902	34,653	0.829	▲ 0.073
	宮津市	16,758	0.390	14,955	▲ 0.032
	伊根町	1,928	0.045	1,709	▲ 0.004
	与謝野町	20,092	0.468	17,989	▲ 0.037
17 亀 岡 市	86,174	2.006	83,957	2.010	0.004
18 城 陽 市	74,607	1.736	71,514	1.712	▲ 0.025
19 向 日 市	56,859	1.323	55,403	1.326	0.003
20 長岡京市及び乙訓郡	96,561	2.247	97,859	2.342	0.095
	長岡京市	80,608	1.876	81,638	0.078
	大山崎町	15,953	0.371	16,221	0.017
21 八 幡 市	70,433	1.639	68,163	1.632	▲ 0.008
22 京田辺市及び綴喜郡	90,070	2.096	90,341	2.162	0.066
	京田辺市	73,753	1.716	75,010	0.079
	井手町	7,406	0.172	6,984	▲ 0.005
	宇治田原町	8,911	0.207	8,347	▲ 0.008
23 京 丹 後 市	50,860	1.184	46,335	1.109	▲ 0.075
24 南丹市及び船井郡	44,536	1.036	41,061	0.983	▲ 0.054
	南丹市	31,629	0.736	29,667	▲ 0.026
	京丹波町	12,907	0.300	11,394	▲ 0.028
25 木津川市及び相楽郡	121,118	2.819	119,181	2.853	0.034
	木津川市	77,907	1.813	78,259	0.060
	笠置町	1,144	0.027	920	▲ 0.005
	和東町	3,478	0.081	3,003	▲ 0.009
	精華町	36,198	0.842	34,879	▲ 0.008
	南山城村	2,391	0.056	2,120	▲ 0.005
京 都 市 計	1,463,723		1,433,071		
京 都 市 以 外 の 計	1,114,364		1,073,544		
京 都 府 計	2,578,087		2,506,615		

※ 配当基数＝選挙区人口÷(A)議員1人当りの人口

【令和2年国勢調査】

(A)＝42,968.12

＝2,578,087(人口)/60(議員定数)

【令和7年10月推計人口】

(A)＝41,776.92

＝2,506,615(人口)/60(議員定数)

市町村・選挙区ごとの人口の推移(国勢調査・推計人口)

資料 9

区分		現定数	平17国調人口 (確定) (H17. 10. 1)	平22国調人口 (確定) (H22. 10. 1)	増減 (H22－H17) 【5年間】	平27国調人口 (確定) (H27. 10. 1)	増減 (H27－H22) 【5年間】	令2国調人口 (確定) (R3. 11. 30)	増減 (R2－H27) 【5年間】	令7推計人口 (10月時点)	増減 (R7－R2) 【5年間】	配当 基数	議員1人当 たり人口	1票の 較差
市区町村名														
1	北 区	3	124,266	122,037	△ 2,229	119,474	△ 2,563	117,165	△ 2,309	113,994	△ 3,171	2,729	37,998	1.28
2	上 京 区	2	83,534	83,264	△ 270	85,113	1,849	83,832	△ 1,281	83,369	△ 463	1,996	41,685	1.40
3	左 京 区	3	169,587	168,802	△ 785	168,266	△ 536	166,039	△ 2,227	162,416	△ 3,623	3,888	54,139	1.82
4	中 京 区	3	102,129	105,306	3,177	109,341	4,035	110,488	1,147	111,211	723	2,662	37,070	1.25
5	東 山 区	1	42,464	40,528	△ 1,936	39,044	△ 1,484	36,602	△ 2,442	34,997	△ 1,605	0,838	34,997	1.18
6	山 科 区	3	136,670	136,045	△ 625	135,471	△ 574	135,101	△ 370	130,217	△ 4,884	3,117	43,406	1.46
7	下 京 区	2	75,437	79,287	3,850	82,668	3,381	82,784	116	83,998	1,214	2,011	41,999	1.41
8	南 区	3	98,193	98,744	551	99,927	1,183	101,970	2,043	102,654	684	2,457	34,218	1.15
9	右 京 区	5	202,356	202,943	587	204,262	1,319	202,047	△ 2,215	198,264	△ 3,783	4,746	39,653	1.33
10	西 京 区	3	154,756	152,974	△ 1,782	150,962	△ 2,012	149,837	△ 1,125	142,646	△ 7,191	3,414	47,549	1.60
11	伏 見 区	6	285,419	284,085	△ 1,334	280,655	△ 3,430	277,858	△ 2,797	269,305	△ 8,553	6,446	44,884	1.51
12	福 知 山 市	2	81,977	79,652	△ 2,325	78,935	△ 717	77,306	△ 1,629	74,112	△ 3,194	1,774	37,056	1.25
13	舞 鶴 市	2	91,733	88,669	△ 3,064	83,990	△ 4,679	80,336	△ 3,654	73,693	△ 6,643	1,764	36,847	1.24
14	綾 部 市	1	37,755	35,836	△ 1,919	33,821	△ 2,015	31,846	△ 1,975	29,752	△ 2,094	0,712	29,752	1.00
15	宇治市及び久世郡		206,201	205,523	△ 678	200,483	△ 5,040	194,880	△ 5,603	187,520	△ 7,360	4,489	37,504	1.26
	宇 治 市	5	189,591	189,609	18	184,678	△ 4,931	179,630	△ 5,048	172,931	△ 6,699	4,139		
	久 御 山 町		16,610	15,914	△ 696	15,805	△ 109	15,250	△ 555	14,589	△ 661	0,349		
16	宮津市及び与謝郡		49,136	45,812	△ 3,324	42,370	△ 3,442	38,778	△ 3,592	34,653	△ 4,125	0,829	34,653	1.16
	宮 津 市	1	21,512	19,948	△ 1,564	18,426	△ 1,522	16,758	△ 1,668	14,955	△ 1,803	0,358		
	伊 根 町		2,718	2,410	△ 308	2,110	△ 300	1,928	△ 182	1,709	△ 219	0,041		
	与 謝 野 町		24,906	23,454	△ 1,452	21,834	△ 1,620	20,092	△ 1,742	17,989	△ 2,103	0,431		
17	亀 岡 市	2	93,996	92,399	△ 1,597	89,479	△ 2,920	86,174	△ 3,305	83,957	△ 2,217	2,010	41,979	1.41
18	城 陽 市	2	81,636	80,037	△ 1,599	76,869	△ 3,168	74,607	△ 2,262	71,514	△ 3,093	1,712	35,757	1.20
19	向 日 市	1	55,041	54,328	△ 713	53,380	△ 948	56,859	3,479	55,403	△ 1,456	1,326	55,403	1.86
20	長岡京市及び乙訓郡		93,526	94,965	1,439	95,271	306	96,561	1,290	97,859	1,298	2,342	48,930	1.64
	長 岡 京 市	2	78,335	79,844	1,509	80,090	246	80,608	518	81,638	1,030	1,954		
	大 山 崎 町		15,191	15,121	△ 70	15,181	60	15,953	772	16,221	268	0,388		
21	八 幡 市	2	74,252	74,227	△ 25	72,664	△ 1,563	70,433	△ 2,231	68,163	△ 2,270	1,632	34,082	1.15
22	京田辺市及び綴喜郡		83,019	86,068	3,049	88,064	1,996	90,070	2,006	90,341	271	2,162	45,171	1.52
	京 田 辺 市	2	64,008	67,910	3,902	70,835	2,925	73,753	2,918	75,010	1,257	1,795		
	井 手 町		8,951	8,447	△ 504	7,910	△ 537	7,406	△ 504	6,984	△ 422	0,167		
	宇 治 田 原 町		10,060	9,711	△ 349	9,319	△ 392	8,911	△ 408	8,347	△ 564	0,200		
23	京 丹 後 市	1	62,723	59,038	△ 3,685	55,054	△ 3,984	50,860	△ 4,194	46,335	△ 4,525	1,109	46,335	1.56
24	南丹市及び船井郡		53,629	50,946	△ 2,683	47,598	△ 3,348	44,536	△ 3,062	41,061	△ 3,475	0,983	41,061	1.38
	南 丹 市	1	36,736	35,214	△ 1,522	33,145	△ 2,069	31,629	△ 1,516	29,667	△ 1,962	0,710		
	京 丹 波 町		16,893	15,732	△ 1,161	14,453	△ 1,279	12,907	△ 1,546	11,394	△ 1,513	0,273		
25	木津川市及び相楽郡		108,225	114,577	6,352	117,192	2,615	121,118	3,926	119,181	△ 1,937	2,853	59,591	2.00
	木 津 川 市	2	63,649	69,761	6,112	72,840	3,079	77,907	5,067	78,259	352	1,873		
	笠 置 町		1,876	1,626	△ 250	1,368	△ 258	1,144	△ 224	920	△ 224	0,022		
	和 束 町		4,998	4,482	△ 516	3,956	△ 526	3,478	△ 478	3,003	△ 475	0,072		
	精 華 町		34,236	35,630	1,394	36,376	746	36,198	△ 178	34,879	△ 1,319	0,835		
	南 山 城 村		3,466	3,078	△ 388	2,652	△ 426	2,391	△ 261	2,120	△ 271	0,051		
	京 都 市 計	34	1,474,811	1,474,015	△ 796	1,475,183	1,168	1,463,723	△ 11,460	1,433,071	△ 30,652		42,149	
	京都市以外の計	26	1,172,849	1,162,077	△ 10,772	1,135,170	△ 26,907	1,114,364	△ 20,806	1,073,544	△ 40,820		41,290	
	京 都 府 計	60	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	2,610,353	△ 25,739	2,578,087	△ 32,266	2,506,615	△ 71,472		41,777	

資料10

選挙区別将来推計人口
(令和5年京都府統計書をもとに作成)

	選挙区名	令和2年 (国勢調査) 人	令和7年 (10月推計) 人	令和12年 (将来推計人口) 人	人口増減 (令和2～7年) (R7/R2) %	人口増減 (令和2～12年) (R12/R2) %
1	北区	117,165	113,994	111,030	97.29%	94.76%
2	上京区	83,832	83,369	82,201	99.45%	98.05%
3	左京区	166,039	162,416	161,276	97.82%	97.13%
4	中京区	110,488	111,211	111,673	100.65%	101.07%
5	東山区	36,602	34,997	34,032	95.61%	92.98%
6	山科区	135,101	130,217	128,470	96.38%	95.09%
7	下京区	82,784	83,998	83,959	101.47%	101.42%
8	南区	101,970	102,654	101,079	100.67%	99.13%
9	右京区	202,047	198,264	195,752	98.13%	96.88%
10	西京区	149,837	142,646	138,996	95.20%	92.76%
11	伏見区	277,858	269,305	263,396	96.92%	94.80%
12	福知山市	77,306	74,112	72,613	95.87%	93.93%
13	舞鶴市	80,336	73,693	71,362	91.73%	88.83%
14	綾部市	31,846	29,752	27,868	93.42%	87.51%
15	宇治市及び久世郡	194,880	187,520	178,889	96.22%	91.79%
16	宮津市及び与謝郡	38,778	34,653	31,880	89.36%	82.21%
17	亀岡市	86,174	83,957	78,412	97.43%	90.99%
18	城陽市	74,607	71,514	67,413	95.85%	90.36%
19	向日市	56,859	55,403	54,918	97.44%	96.59%
20	長岡京市及び乙訓郡	96,561	97,859	93,978	101.34%	97.33%
21	八幡市	70,433	68,163	64,299	96.78%	91.29%
22	京田辺市及び綴喜郡	90,070	90,341	89,333	100.30%	99.18%
23	京丹後市	50,860	46,335	42,996	91.10%	84.54%
24	南丹市及び船井郡	44,536	41,061	38,640	92.20%	86.76%
25	木津川市及び相楽郡	121,118	119,181	120,727	98.40%	99.68%
合 計		2,578,087	2,506,615	2,445,192	97.23%	94.85%

選挙区別流出流入人口(夜間人口、昼間人口)
(令和5年京都府統計書より) 単位:人

資料11

	選挙区名	令和2年 国調人口 (夜間人口)※	流出 人口	流入 人口	昼間 人口	流入超過 人数	流入超過 割合(%)
1	北区	117,165	27,205	30,826	120,786	3,621	3.09%
2	上京区	83,832	20,299	35,738	99,271	15,439	18.42%
3	左京区	166,039	31,563	39,995	174,471	8,432	5.08%
4	中京区	110,488	27,792	69,702	152,398	41,910	37.93%
5	東山区	36,602	7,818	23,024	51,808	15,206	41.54%
6	山科区	135,101	30,153	19,569	124,517	-10,584	-7.83%
7	下京区	82,784	20,842	71,117	133,059	50,275	60.73%
8	南区	101,970	22,992	57,460	136,438	34,468	33.80%
9	右京区	202,047	46,569	35,406	190,884	-11,163	-5.52%
10	西京区	149,837	38,853	17,222	128,206	-21,631	-14.44%
11	伏見区	277,858	60,131	56,761	274,488	-3,370	-1.21%
12	福知山市	77,306	6,246	10,208	81,268	3,962	5.13%
13	舞鶴市	80,336	5,639	4,006	78,703	-1,633	-2.03%
14	綾部市	31,846	4,629	5,854	33,071	1,225	3.85%
15	宇治市及び久世郡	194,880	51,262	42,595	186,213	-8,667	-4.45%
16	宮津市及び与謝郡	38,778	6,730	5,863	37,911	-867	-2.24%
17	亀岡市	86,174	18,233	7,507	75,448	-10,726	-12.45%
18	城陽市	74,607	21,219	11,067	64,455	-10,152	-13.61%
19	向日市	56,859	20,795	9,143	45,207	-11,652	-20.49%
20	長岡京市及び乙訓郡	96,561	32,392	22,779	86,948	-9,613	-9.96%
21	八幡市	70,433	19,066	12,574	63,941	-6,492	-9.22%
22	京田辺市及び綴喜郡	90,070	25,844	24,908	89,134	-936	-1.04%
23	京丹後市	50,860	3,739	2,370	49,491	-1,369	-2.69%
24	南丹市及び船井郡	44,536	8,243	9,124	45,417	881	1.98%
25	木津川市及び相楽郡	121,118	39,267	16,971	98,822	-22,296	-18.41%
合 計		2,578,087	597,521	641,789	2,622,355	44,268	1.72%

※ 国勢調査人口は常住人口(＝夜間人口)で集計される。

京都府議会議員の選挙区配置と定数(府内地図)



※ ○の数字は議員定数

議員定数に関する全国状況等

○ 選挙区・定数の見直しに係る全国状況（令和7年11月1日現在） 【資料14】参照

検討済み：3議会（定数減：1議会、現状維持：2議会）

検討中：21議会 未検討又は検討時期調整中：21議会

<参考：平成27年－令和2年国勢調査 【資料15】参照 >

① 総人口が増加した都道府県

埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、滋賀、福岡、沖縄（8都県）

※ R5統一地方選において、千葉県が定数1名増

② 総人口が減少した都道府県

上記以外の39道府県

※ R5統一地方選において、秋田、石川、三重、大阪、島根、佐賀の6府県が定数減

○ 京都府の総人口、議員定数の推移

	H17 国勢		H22 国勢	H27 国勢	R2 国勢	R7.10 推計
	H19 選挙	H23 選挙	H27 選挙	H31 選挙	R5 選挙	
総人口	2,647,660		2,636,092 →(▲11,568)	2,610,353 →(▲25,739)	2,578,087 →(▲32,266)	2,506,615 →(▲71,472)
議員定数	62	60 →(▲2)	60 →(－)	60 →(－)	60 →(－)	60 →(－)
議員1人 当たり人口	42,704	44,128 →(1,424)	43,935 →(▲193)	43,506 →(▲429)	42,968 →(▲538)	41,777 →(▲1,191)
旧法定上限※	69		69 →(－)	69 →(－)	68 →(▲1)	67 →(▲1)

※平成23年改正前の地方自治法に基づき試算

○ 議員一人当たり人口の全国状況（人口は令和2年国勢調査）

議員一人当たり人口	都道府県（昇順）	
1万人以上2万人未満	4	鳥取、島根、高知、徳島
2万人以上3万人未満	16	福井、山梨、佐賀、和歌山、香川、秋田、山形、岩手、青森、富山、大分、宮崎、石川、愛媛、長崎、山口
3万人以上4万人未満	12	沖縄、奈良、鹿児島、福島、滋賀、岡山、熊本、 <u>長野</u> 、三重、栃木、群馬、 <u>宮城</u>
4万人以上5万人未満	5	<u>新潟</u> 、 <u>京都</u> （昇順34位）、岐阜、 <u>広島</u> 、 <u>茨城</u>
5万人以上6万人未満	3	北海道、静岡、福岡
6万人以上7万人未満	2	兵庫、千葉
7万人以上8万人未満	2	愛知、埼玉
8万人以上9万人未満	1	神奈川
9万人以上10万人未満	0	
10万人以上	2	東京、大阪

太字下線は総人口が京都府と近い県（200万人～300万人）

各都道府県における選挙区・定数の点検・見直しの状況について(令和5年統一地方選以降)

(令和7年11月1日時点、全国都道府県議会議長会議事調査部調査より)

都道府県名	検討済み	検討中	未検討 又は 検討時期調整中	検討開始時期	検討結果
北海道			○		
青森県		○		R6. 3	
岩手県		○		R6. 10	
宮城県			○		
秋田県	○			R7. 9	現状維持
山形県		○		R5. 12	
福島県			○		
茨城県			○		
栃木県			○		
群馬県		○		R7. 10	
埼玉県			○		
千葉県		○		R7. 10	
神奈川県			○		
新潟県			○		
富山県		○		R7. 6	
石川県		○		R7. 2	
福井県			○		
山梨県			○		
長野県			○		
岐阜県			○		
静岡県		○		R5. 6	
愛知県			○		
三重県			○		
滋賀県		○		R7. 9	
京都府		○		R7. 6	
大阪府		○		R7. 7	
兵庫県		○		R7. 6	
奈良県		○		R7. 10	
和歌山県			○		
鳥取県	○			R5. 6	2名削減(35名→33名)
島根県			○		
岡山県			○		
広島県		○		R7. 7	
山口県		○		R7. 6	
徳島県			○		
香川県			○		
愛媛県		○		R7. 7	
高知県		○		R6. 7	
福岡県			○		
佐賀県		○		R7. 11	
長崎県		○		R7. 10	
熊本県			○		
大分県		○		R7. 9	
宮崎県	○			R7. 6	現状維持
鹿児島県		○		R5. 12	
	3	21	21		

※選挙時期が大きく異なる東京都と沖縄県は除く。

都道府県別 総人口の推移

資料 1 5

網掛け部分 の 8 都県は人口が増加

		平成22年 国勢調査	平成27年 国調人口	令和2年 国調人口	10年間増減（H22～R2）		5年間増減（H27～R2）		定数 見直し R5選挙
					増減数	増減率	増減数	増減率	
1	北海道	5,506,419	5,381,733	5,224,614	-281,805	-5.1%	-157,119	-2.9%	
2	青森県	1,373,339	1,308,265	1,237,984	-135,355	-9.9%	-70,281	-5.4%	
3	岩手県	1,330,147	1,279,594	1,210,534	-119,613	-9.0%	-69,060	-5.4%	
4	宮城県	2,348,165	2,333,899	2,301,996	-46,169	-2.0%	-31,903	-1.4%	
5	秋田県	1,085,997	1,023,119	959,502	-126,495	-11.6%	-63,617	-6.2%	-2
6	山形県	1,168,924	1,123,891	1,068,027	-100,897	-8.6%	-55,864	-5.0%	
7	福島県	2,029,064	1,914,039	1,833,152	-195,912	-9.7%	-80,887	-4.2%	
8	茨城県	2,969,770	2,916,976	2,867,009	-102,761	-3.5%	-49,967	-1.7%	
9	栃木県	2,007,683	1,974,255	1,933,146	-74,537	-3.7%	-41,109	-2.1%	
10	群馬県	2,008,068	1,973,115	1,939,110	-68,958	-3.4%	-34,005	-1.7%	
11	埼玉県	7,194,556	7,266,534	7,344,765	150,209	2.1%	78,231	1.1%	
12	千葉県	6,216,289	6,222,666	6,284,480	68,191	1.1%	61,814	1.0%	+1
13	東京都	13,159,417	13,515,271	14,047,594	888,177	6.7%	532,323	3.9%	
14	神奈川県	9,048,302	9,126,214	9,237,337	189,035	2.1%	111,123	1.2%	
15	新潟県	2,374,450	2,304,264	2,201,272	-173,178	-7.3%	-102,992	-4.5%	
16	富山県	1,093,247	1,066,328	1,034,814	-58,433	-5.3%	-31,514	-3.0%	
17	石川県	1,169,788	1,154,008	1,132,526	-37,262	-3.2%	-21,482	-1.9%	-2
18	福井県	806,314	786,740	766,863	-39,451	-4.9%	-19,877	-2.5%	
19	山梨県	863,075	834,930	809,974	-53,101	-6.2%	-24,956	-3.0%	
20	長野県	2,152,449	2,098,804	2,048,011	-104,438	-4.9%	-50,793	-2.4%	
21	岐阜県	2,080,773	2,031,903	1,978,742	-102,031	-4.9%	-53,161	-2.6%	
22	静岡県	3,765,007	3,700,305	3,633,202	-131,805	-3.5%	-67,103	-1.8%	
23	愛知県	7,410,719	7,483,128	7,542,415	131,696	1.8%	59,287	0.8%	
24	三重県	1,854,724	1,815,865	1,770,254	-84,470	-4.6%	-45,611	-2.5%	-3
25	滋賀県	1,410,777	1,412,916	1,413,610	2,833	0.2%	694	0.0%	
26	京都府	2,636,092	2,610,353	2,578,087	-58,005	-2.2%	-32,266	-1.2%	
27	大阪府	8,865,245	8,839,469	8,837,685	-27,560	-0.3%	-1,784	0.0%	-9
28	兵庫県	5,588,133	5,534,800	5,465,002	-123,131	-2.2%	-69,798	-1.3%	
29	奈良県	1,400,728	1,364,316	1,324,473	-76,255	-5.4%	-39,843	-2.9%	
30	和歌山県	1,002,198	963,579	922,584	-79,614	-7.9%	-40,995	-4.3%	
31	鳥取県	588,667	573,441	553,407	-35,260	-6.0%	-20,034	-3.5%	※
32	島根県	717,397	694,352	671,126	-46,271	-6.4%	-23,226	-3.3%	-1
33	岡山県	1,945,276	1,921,525	1,888,432	-56,844	-2.9%	-33,093	-1.7%	
34	広島県	2,860,750	2,843,990	2,799,702	-61,048	-2.1%	-44,288	-1.6%	
35	山口県	1,451,338	1,404,729	1,342,059	-109,279	-7.5%	-62,670	-4.5%	
36	徳島県	785,491	755,733	719,559	-65,932	-8.4%	-36,174	-4.8%	
37	香川県	995,842	976,263	950,244	-45,598	-4.6%	-26,019	-2.7%	
38	愛媛県	1,431,493	1,385,262	1,334,841	-96,652	-6.8%	-50,421	-3.6%	
39	高知県	764,456	728,276	691,527	-72,929	-9.5%	-36,749	-5.0%	
40	福岡県	5,071,968	5,101,556	5,135,214	63,246	1.2%	33,658	0.7%	
41	佐賀県	849,788	832,832	811,442	-38,346	-4.5%	-21,390	-2.6%	-1
42	長崎県	1,426,779	1,377,187	1,312,317	-114,462	-8.0%	-64,870	-4.7%	
43	熊本県	1,817,426	1,786,170	1,738,301	-79,125	-4.4%	-47,869	-2.7%	
44	大分県	1,196,529	1,166,338	1,123,852	-72,677	-6.1%	-42,486	-3.6%	
45	宮崎県	1,135,233	1,104,069	1,069,576	-65,657	-5.8%	-34,493	-3.1%	
46	鹿児島県	1,706,242	1,648,177	1,588,256	-117,986	-6.9%	-59,921	-3.6%	
47	沖縄県	1,392,818	1,433,566	1,467,480	74,662	5.4%	33,914	2.4%	

※ 鳥取県は令和5年一般選挙後の令和7年3月に定数を2名削減

一票の較差に関する全国状況

(総人口：令和2年国勢調査、定数：令和7年7月31日時点)

- 令和7年10月の推計人口による京都府の最大較差は2.0
- 網掛け太字は総人口が京都府に近い県（200万人～300万人）
- 東京都、兵庫県、神奈川県、徳島県、北海道は特例選挙区を除いた最大較差
- 福島県は原発事故に伴う住民避難等の影響により較差が大きい状況

	都道府県	最大較差	総人口	議員定数		都道府県	最大較差	総人口	議員定数
1	沖縄県	1.27	1,467,480	48	25	山口県	2.20	1,342,059	47
2	岩手県	1.44	1,210,534	48	26	大分県	2.27	1,123,852	43
3	佐賀県	1.46	811,442	37	27	愛知県	2.28	7,542,415	102
4	滋賀県	1.63	1,413,610	44	28	長野県	2.30	2,048,011	57
5	和歌山県	1.70	922,584	42	29	熊本県	2.33	1,738,301	49
6	福井県	1.76	766,863	37	30	福岡県	2.37	5,135,214	87
7	山形県	1.80	1,068,027	43	31	青森県	2.39	1,237,984	48
8	愛媛県	1.81	1,334,841	47	32	三重県	2.39	1,770,254	48
9	富山県	1.85	1,034,814	40	33	群馬県	2.40	1,939,110	50
10	京都府	1.90	2,578,087	60	34	岡山県	2.43	1,888,432	55
11	島根県	1.94	671,126	36	35	東京都	2.48	14,047,594	127
12	山梨県	1.96	809,974	37	36	静岡県	2.57	3,633,202	68
13	秋田県	1.97	959,502	41	37	広島県	2.60	2,799,702	64
14	栃木県	1.98	1,933,146	50	38	埼玉県	2.63	7,344,765	93
15	宮崎県	1.99	1,069,576	39	39	新潟県	2.64	2,201,272	53
16	長崎県	2.02	1,312,317	46	40	千葉県	2.69	6,284,480	95
17	奈良県	2.11	1,324,473	43	41	兵庫県	2.70	5,465,002	86
18	石川県	2.11	1,132,526	41	42	高知県	2.71	691,527	37
19	鹿児島県	2.11	1,588,256	51	43	神奈川県	2.74	9,237,337	105
20	茨城県	2.13	2,867,009	62	44	徳島県	2.78	719,559	38
21	宮城県	2.16	2,301,996	59	45	岐阜県	2.91	1,978,742	46
22	香川県	2.17	950,244	41	46	北海道	3.04	5,224,614	100
23	鳥取県	2.17	553,407	33	47	福島県	5.19	1,833,152	58
24	大阪府	2.19	8,837,685	79					

逆転選挙区に関する全国状況

【令和7年7月31日現在】

逆転選挙区 のパターン	議会数	都道府県
1 通り	4	宮城、愛知、 広島、鹿児島
2 通り	2	茨城、香川
3 通り	3	岐阜、 京都 、 高知
4 通り	1	東京
7 通り	3	福島、新潟、 三重
1 6 通り	1	埼玉
2 3 通り	1	北海道
合計	15議会	

都道府県議会議員選挙における 一票の較差に関する最高裁判所判決の状況

執行年月日	選挙	最高裁判所判決			較差
平元. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平3. 4. 23	上告棄却 (事情判決)	選挙の 違法宣言	3.09
平3. 4. 7	千葉県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	上告棄却	適法	2.45
平3. 4. 7	愛知県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	原判決 変更	適法 適法判決中最大	2.89
平5. 6. 27	東京都議会議員 一般選挙	平7. 3. 24	上告棄却	適法	2.04
平7. 4. 9	千葉県議会議員 一般選挙	平8. 9. 13	上告棄却	適法	2.45
平9. 7. 6	東京都議会議員 一般選挙	平11. 1. 22	上告棄却	適法	2.15
平11. 4. 11	大阪府議会議員 一般選挙	平11. 11. 9	上告棄却	適法	2.48
平11. 4. 11	千葉県議会議員 一般選挙	平12. 4. 21	上告棄却	適法	2.76
平15. 4. 13	大阪府議会議員 一般選挙	平16. 1. 16	上告棄却	適法	2.51
平23. 4. 10	新潟県議会議員 一般選挙	平24. 11. 8	上告棄却	適法	2.21
平25. 6. 23	東京都議会議員 一般選挙	平27. 1. 15	上告棄却	適法	1.92
平27. 4. 12	千葉県議会議員 一般選挙	平28. 10. 18	上告棄却	適法	2.51
平29. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平31. 2. 5	上告棄却	適法	2.48
令3. 7. 4	東京都議会議員 一般選挙	令4. 10. 31	上告棄却	適法	2.54
令5. 4. 9	千葉県議会議員 一般選挙	令7. 1. 28	上告棄却	適法	2.69

※東京都は島嶼部の特例選挙区を除いた最大較差

都道府県議会議員選挙区・定数に関する法令

〔地方自治法〕

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

②～⑦ 略

〔公職選挙法〕

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

〔公職選挙法施行令〕

(人口の定義)

第百四十四条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条又は第百七十七条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

資料 20

京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例

昭和54年京都府条例第1号

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、京都府議会の議員の定数を60人とする。

(選挙区及び各選挙区の議員の定数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条の規定により、京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき 議員の数
北区	京都市北区の区域	3人
上京区	京都市上京区の区域	2人
左京区	京都市左京区の区域	3人
中京区	京都市中京区の区域	3人
東山区	京都市東山区の区域	1人
山科区	京都市山科区の区域	3人
下京区	京都市下京区の区域	2人
南区	京都市南区の区域	3人
右京区	京都市右京区の区域	5人
西京区	京都市西京区の区域	3人
伏見区	京都市伏見区の区域	6人
福知山市	福知山市の区域	2人
舞鶴市	舞鶴市の区域	2人
綾部市	綾部市の区域	1人
宇治市及び久世郡	宇治市及び久世郡久御山町の区域	5人

宮津市及び与謝郡	宮津市、与謝郡伊根町及び与謝郡与謝野町の区域	1 人
亀岡市	亀岡市の区域	2 人
城陽市	城陽市の区域	2 人
向日市	向日市の区域	1 人
長岡京市及び乙訓郡	長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域	2 人
八幡市	八幡市の区域	2 人
京田辺市及び綴喜郡	京田辺市、綴喜郡井手町及び綴喜郡宇治田原町の区域	2 人
京丹後市	京丹後市の区域	1 人
南丹市及び船井郡	南丹市及び船井郡京丹波町の区域	1 人
木津川市及び相楽郡	木津川市、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町 及び相楽郡南山城村の区域	2 人

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区議員定数条例(昭和33年京都府条例第19号)は、この条例の施行に伴い廃止する。

用語集（五十音順）

一票の較差

議員 1 人当たりの有権者数の較差。定数の検討に当たっては一般的に有権者数ではなく議員一人当たり人口を比較する。

議員一人当たり人口が最小となる選挙区に対し、他の選挙区の議員一人当たり人口がその何倍になるかで表示する。（最小の選挙区については「1」となる。）

逆転選挙区

2つの選挙区を比較した際に、それぞれの「選挙区人口の多寡」と「選挙区議員定数の多寡」が逆転している組み合わせをいう。

（例）A 選挙区（選挙区人口：10 万人、選挙議員区定数：2 名）と
B 選挙区（選挙区人口：9 万人、選挙議員区定数：3 名）は逆転選挙区
（※選挙区人口：A 選挙区＞B 選挙区、選挙区議員定数：A 選挙区＜B 選挙区）

旧法定上限

平成 23 年 8 月改正以前に定められていた地方議会の総定数の上限（現在は撤廃）。自治体の人口に応じて定められており、道府県議会については以下のとおり（東京都議会については別の基準が設けられていた。）。

人口 75 万人未満	40 人
人口 75 万人以上 100 万人未満	40 人 + $\left\lceil \frac{\text{人口} - 70 \text{ 万人}}{5 \text{ 万人}} \right\rceil \times$ ※端数切捨て
人口 100 万人以上 618 万人未満	45 人 + $\left\lceil \frac{\text{人口} - 93 \text{ 万人}}{7 \text{ 万人}} \right\rceil \times$ ※端数切捨て
人口 618 万人以上	120 人

国勢調査

国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした調査で、公職選挙法の選挙区に係る規定における「人口」は国勢調査人口を指す。

調査は5年に一度（西暦で5の倍数となる年）、10月1日を基準日に実施され、人口については、速報値と調査票の記入内容に基づいた審査を経て集計される確定値の2回に分けて公表される。

【公表時期】

速報値：令和8年5月までの公表を予定

（令和2年調査では令和3年6月25日公表）

確定値：令和8年9月までの公表を予定

（令和2年調査では令和3年11月30日公表）

将来推計人口

出生、死亡、人口移動について、実績値の動向をもとに仮定を設け、将来の人口について推計したもの。（実績値を用いてその月の人口を推計する「推計人口」とは異なる。）

京都府統計書においては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」の数値を基にしている。

推計人口

直近の国勢調査の人口及び世帯数を基礎として、各市町村から提供された1か月間の住民票の移動数を加減することによりその月の人口を推計したもの。（仮定を設けて将来の人口を推計する「将来推計人口」とは異なる。）

配当基数

選挙区人口を当該都道府県全体の議員一人あたり人口で割った数値。

公職選挙法上、配当基数が0.5未満の市については、隣接する市町村と合区しなければならない（強制合区）。また0.5以上、1.0未満の市は隣接する市町村と任意で合区することができる（任意合区）。

※ 特例選挙区

昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区については、上記の強制合区の規定に関わらず、配当基数が0.5を切っていても当分の間、合区せずに1選挙区とすることができる。

「都道府県議会においてその区域の代表が確保されるべき」との趣旨によるもので、他府県においては、島嶼部や過疎地域に適用される例がある。

なお、京都府には該当する選挙区はない。

流出・流入人口

A市町村の「流出人口」とは、A市町村に常住しA市町村以外へ通勤・通学する人口をいい、A市町村の「流入人口」とは、A市町村以外に常住しA市町村に通勤・通学する人口をいう。

国勢調査人口・推計人口は夜間人口（常住人口）であり、ここから流出人口と流入人口を引き足ししたものが中間人口となる。

$$\left(\text{「夜間人口」} - \text{「流出人口」} + \text{「流入人口」} = \text{「昼間人口」} \right)$$